



2022年2月14日

各 位

会 社 名 共同ピーアール株式会社

代表者名 代表取締役社長 谷 鉄也

(コード番号：2436)

問 合 せ 先 取締役コーポレート本部本部長 信澤 勝之

(TEL：03-6260-4850)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第58期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、昨今の新型コロナウイルス等の感染症拡大や、天災地変等の有事が発生し、株主総会の開催に大きく影響がある場合を想定し、株主様の健康や安全に配慮し株主総会を開催するべく、取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款の変更を行うものであります。
- (2) 電子提供制度の創設に関する改正法に関しまして2022年度中の施行が予定されていることから、株主の皆様への書面交付請求手続きを考慮し、電子提供制度に関する規定の新設等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日（火）

定款変更の効力発生日 2022年3月29日（火）

以上

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 13 条 < 条文省略 ></p> <p>(招集地) 第 14 条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第 15 条 < 条文省略 ></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>]</p> <p>第 17 条～第 46 条 < 条文省略 ></p> <p>附則 第 1 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>第 1 条～第 13 条 < 現行どおり ></p> <p>(招集地) 第 14 条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。 <u>②当社の株主総会は、取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第 15 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 17 条～第 46 条 < 現行どおり ></p> <p>附則 第 1 条 < 現行どおり ></p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供制度に関する経過措置) 第 2 条 ①変更前定款第 16 条の規定の削除および変更後定款第 16 条の規定の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに定める施行日 (以下、「施</u></p>

行日」という。) から効力を生ずるものとする。

②施行日から次の定めを有するものとする。

・当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

③本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する